

## 令和7年度 第2回東御市人権尊重のまちづくり審議会次第

日 時 令和7年11月6日（木）  
午後1時30分～  
場 所 東部人権啓発センター  
3階大会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 諒 問

4 審議事項

（1）人権と暮らしについての意識調査報告について

（2）東御市人権施策の基本方針・基本計画の見直しについて

（3）「東御市人権尊重のまちづくり市民の集い」（12月6日（土）開催）について

（4）部落差別に関する調査及び実態調査の報告について

（5）その他

5 その他の

6 閉 会

※次回の審議会日程・・・2月中旬から下旬を予定

東御市人権尊重のまちづくり審議会委員・幹事名簿 (任期:R7.4.1～R9.3.31)

○審議会委員(13名)

氏名	現職名	備考
富岡 茂樹	人権同和教育指導委員会長	会長
荻原 輝久	人権擁護委員	会長代理
小林 和彦	北御牧中学校長	
西藤 千代子	部落解放同盟東御市協議会長	
鳴澤 恵美子	部落解放同盟東御市協議会書記長	
傳田 彰	企業人権同和教育連絡協議会長	
大谷 美知子	民生・児童委員協議会 和地区民生児童委員協議会長	
高見沢 心	身体障害者福祉協会会計 兼 総務部長	
小林 峰雄	シニアクラブ連合会長	
野中 祐司	市PTA連合会会長 北御牧中学校PTA会長	
三縄 雅枝	識見を有する者	
原澤 利明	公民館長	
山口 千春	教育長	

○審議会庶務(4名)

氏名	現職名	備考
池田 恵子	人権同和政策課 人権同和政策係長 教育課 学校人権同和教育係長	
小山 博志	人権同和政策課 人権同和政策係主査 教育課 学校人権同和教育係主査	
堀口 さやか	人権同和政策課 人権同和政策係主任 教育課 学校人権同和教育係主任	
岡澤 健一	人権同和政策課 人権同和政策係人権同和教育指導員 教育課 学校人権同和教育係指導主事	
鳴沢 佳奈子	人権同和政策課 人権同和政策係員 北御牧人権啓発センター館長	

# 概要版

## 東御市人権施策の基本方針・基本計画(第4回見直し)(素案)

### 計画の見直しにあたって

「東御市人権施策の基本方針・基本計画(第4回見直し)」(以下、本計画)は、第3次東御市総合計画(2024年度～2033年度)を上位計画とし、個別計画として位置づけられています。基本目標のひとつである「自然と多様な人々が共生するまち」を実現するため、真に人権が尊重されるまちづくりを推進するにあたり、あらゆる人権に関する現状と課題、取り組みを示すものです。

本計画は、第3回見直しの計画を継承しつつ、令和6年(2024)度に実施した「人権と暮らしについての意識調査」や「生活実態調査及び意識調査」の結果も踏まえた計画となっています。

### ＜基本方針＞

#### 1 基本理念

##### 「全ての人が尊重されるまちを目指す」

東御市人権尊重のまちづくり条例は、第1条で、「すべての国民が基本的人権を享有し、法の下において平等である」ことを保障している日本国憲法及び「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とした世界人権宣言の精神にのっとり、市及び市民の責務を明らかにするとともに、部落差別をはじめとした、あらゆる人権に関する問題についての取り組みを推進し、差別のない真に人権が尊重されるまちづくりに寄与することとされています。

この基本方針では、「人権同和教育・啓発の推進」、「人権が侵害された被害者の救済」、「人権に関する重要課題への取り組み」を通じて、一人ひとりが尊重されるまちづくりに向け、市民、諸団体・諸機関、行政などが一体となって、あらゆる努力を重ねることにより、21世紀を「人権の世紀」となるよう取り組んでいこうとするものです。

#### 2 基本方針

##### I 人権同和教育・啓発の推進

○「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」、「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」等の趣旨を踏まえ、学校、家庭、地域社会、職域などあらゆる場を通じた人権同和教育・啓発の推進

○東部人権啓発センターを拠点とし、人権問題に関する調査・研究の充実、推進、今後の施策展開への活用

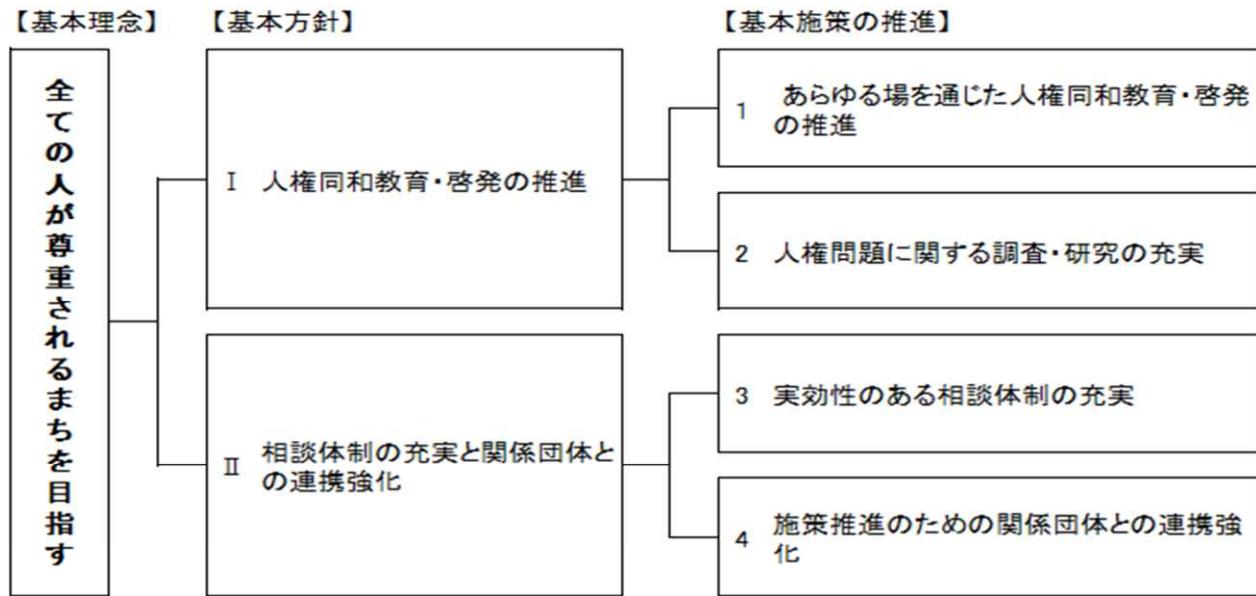
##### II 相談体制の充実と関係団体との連携強化

○多様化する人権に関する、実効性のある相談体制の充実

○人権が侵害された被害者への救済や解決を図るため、相談窓口の情報提供や体制整備

○関係団体の活動の支援、団体相互の交流支援や情報提供と連携強化

○東御市自殺対策計画と連携し、早期に支援できる地域づくりの推進



## ＜基本計画＞

### 【第1章 基本的事項】

今回見直した本計画は、第3回見直し(令和3(2020)年度から令和7(2025)年度)の計画を継承しつつ、令和6年(2024)年度に実施した「人権と暮らしについての意識調査」や「生活実態調査及び意識調査」の計画も踏まえた計画となっており、社会情勢の変化に伴い、新たな人権課題の解決も含め、さらに推進していくものであります。

第1章では、国や県、市の施策との関連やSDGsとの関連を明記し、基本方針・基本施策に沿った取り組みの方向性について示しました。

#### 計画期間

令和8(2026)年度から令和12(2030)年度

### 【第2章 人権同和教育の推進】

部落差別をはじめとするあらゆる差別のない人権尊重のまちの実現には、市民一人ひとりが人権を尊重する事の重要性を正しく理解することが必要です。

令和6(2024)年に実施した「人権と暮らしについての意識調査」では、ライフステージごとに合った人権尊重の意識を高める教育・啓発が重要であるとともに、継続した人権啓発の取り組みが必要であることが再認識されました。

第2章では、就学前、学校教育、地域・企業を含めた社会教育の場面に分けて、人権同和教育・啓発の施策を推進について示しました。

- 1 就学前における人権同和教育
- 2 学校教育における人権同和教育
- 3 社会における人権同和教育

## 【第3章】 様々な人権課題に対する現状と取り組み

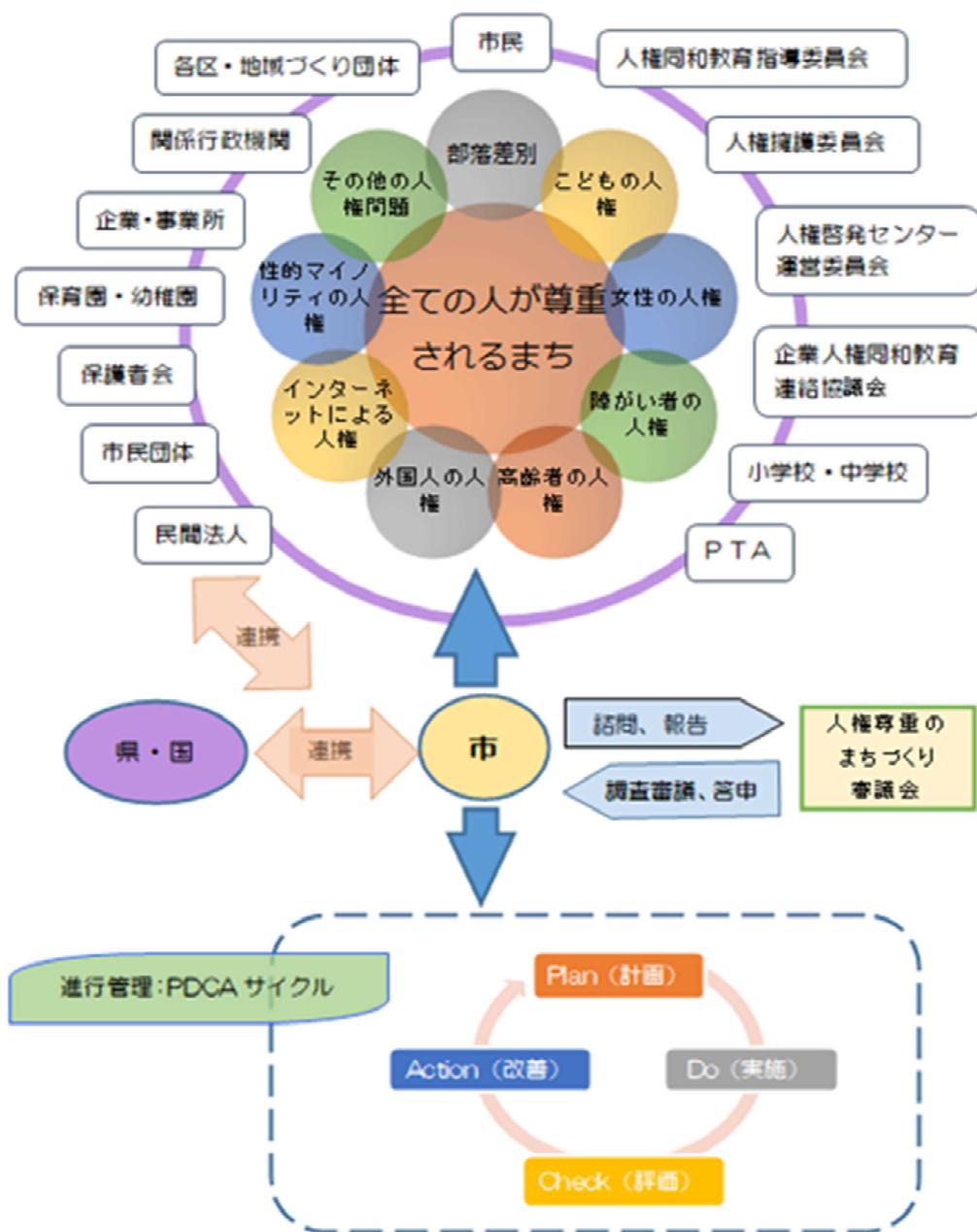
人権課題は多岐にわたるほか重層化しています。国では、「人権教育・啓発に関する基本計画(第2次)」(令和7年変更)において、長野県では平成22年に人権政策推進基本方針として主な人権課題を掲げています。

さらに、第3回見直し後には、LGBTQ理解促進法や情報流通プラットホーム対処法など、人権課題に関わる法律が制定されました。

第3章では、国及び県の人権課題の取り組みを踏まえながら、9つの人権課題に対する現状と取り組みを示しました。

【課題】	【施策の方向】
1 部落差別 (同和問題)	部落差別(同和問題)の早期解決、人権啓発学習の継続
2 子どもの人権	児童虐待の予防・早期発見と早期対応、家庭・地域・学校の連携、子どもの権利に対する理解
3 女性の人権	性別役割意識の解消、DVの防止
4 障がい者の人権	ノーマライゼーション及び共生社会の普及促進
5 高齢者の人権	偏見を取り除く、心配事の相談体制の充実
6 外国人の人権	交流の推進、異文化の相互理解、多文化共生の啓発
7 インターネットによる人権問題	インターネットの適切な利用に関する教育、啓発の推進
8 性的マイノリティの人権	性の多様性の尊重、パートナーシップ制度の周知推進
9 その他の人権問題	正しい知識の普及、偏見の解消

### 推進体制のイメージ図



## ●スケジュール(予定)について

令和7年	11月6日	第2回 東御市人権尊重のまちづくり審議会 ・見直し(素案)について 詮問
	12月3日	議会全員協議会
	12月10日～翌年1月8日	パブリックコメントの実施
令和8年	2月中旬～下旬	第3回東御市人権尊重まちづくり審議会 ・パブリックコメントの結果について ・見直し(案)について 答申
	3月	決定

## I 改定の考え方

## 1 位置づけ

- ・東御市人権尊重のまちづくり条例第4条に基づき、「人権施策の総合的な推進を図るため、人権施策の基本となるべき方針」を定めます。
- ・この基本計画は、第3次東御市総合計画を上位計画とし、個別計画として位置づけられるものです。

## 第3次東御市総合計画

将来像 『人と自然にやさしい 豊かな暮らしを実感できるまち とうみ』

基本目標『自然と多様な人々が共生するまち

～環境にやさしい暮らしと、多様な人が認め合い・協力し合う地域を創る～』

政策『多様性を認め合う地域づくりの推進』

施策『人権尊重・男女共同参画の推進』

- ・P D C Aサイクルに基づく進行管理を行います。

## 2 令和6年度に実施した各意識調査との関連性

- ・「人権と暮らしについての意識調査」の分析結果を踏まえ見直しを行います。
- ・「部落差別に関する生活実態調査及び意識調査」の回答結果を参考とします。

## 3 その他

- ・さまざまな人権課題の解決に向けて法整備がなされているため、整合性を図ります。
- ・引き続き、SDGs（持続可能な開発目標）を意識した取り組みが推進できるよう、計画の趣旨、基本的な考え方等にSDGsとの関連を記載します。また、目標ごとのアイコンを活用して明確にします。
- ・府内の関係部署及び関係機関と連携し、該当する箇所の内容を確認し現状に合うものとして総合的に見直し、内容を整理します。

## II 基本方針・基本計画の骨子（案）

## 1 基本理念 「全ての人が尊重されるまちを目指す」

## 2 基本方針

- (1) 人権同和教育・啓発の推進
- (2) 相談体制の充実と関係団体との連携強化

## 3 基本計画の基本的事項

- (1) 計画策定の趣旨
- (2) 計画の位置づけと期間
- (3) 計画がめざす姿
- (4) 基本方針・基本計画の体系図
- (5) 計画の構成

## 4 人権課題に対する現状と取り組み

- |              |                  |
|--------------|------------------|
| 1 部落差別（同和問題） | 6 外国人の人権         |
| 2 子どもの人権     | 7 インターネットによる人権問題 |
| 3 女性の人権      | 8 性的マイノリティの人権    |
| 4 障がい者の人権    | 9 その他の人権問題       |
| 5 高齢者の人権     |                  |

## 5 人権同和教育・啓発の推進（新）

- |                      |
|----------------------|
| (1) 行政及び地域における人権同和教育 |
| (2) 就学前における人権同和教育    |
| (3) 学校教育における人権同和教育   |
| (4) 企業における人権同和教育     |

## 6 資料

## 用語解説

「人権と暮らしについての意識調査」報告（抜粋）

日本国憲法（抜粋）

人権教育および人権啓発の推進に関する法律

東御市人権尊重のまちづくり条例

東御市人権施策の基本方針・基本計画策定の経過

東御市人権尊重のまちづくり審議会委員名簿

「人権に関する企業・事業所アンケート調査」（抜粋）

## III 今後の日程（予定）について

令和7年	7月30日	第1回 東御市人権尊重のまちづくり審議会
	8月～9月	府内関係部署へ計画見直し事項の確認依頼
	10月	人権政策課で見直し（素案）作成
	11月中旬	第2回 東御市人権尊重のまちづくり審議会 ・見直し（素案）について
	12月	議会全員協議会
	12月下旬～翌年1月下旬	パブリックコメント実施
令和8年	2月下旬	第3回 東御市人権尊重のまちづくり審議会 ・パブリックコメントの結果について ・見直し（案）について
	3月	決定
	4月	第4回改定による政策の推進

(3) 「令和7年度 東御市人権尊重のまちづくり市民の集い」について

ア 実施要領について (P 9 参照)

イ 講演会講師について (P 10 参照)

ウ 当日の仕事内容・役割分担について

受付係・司会進行・開、閉会の言葉・館内誘導係・駐車場係

※西藤委員は事務局スタッフとして出役

※幹事の市民生活部長・人権同和政策課長・教育課長は除く(講師送迎・接待・作品表彰他)

(敬称略)

担当係	令和7年度		令和6年度 (参考)	
受付係	鳴沢委員 (市協議会)	大谷委員 (民生児童委員)	鳴沢委員 (市協議会)	高岡委員 (企業人権協議会)
	高見沢委員 (身障者福祉協会)	三繩委員 (女性人財バンク)	大谷委員 (民生児童委員)	高見沢委員 (身障者福祉協会)
	★小林裕幹事 (子育て支援課長)	小宮山幹事 (健康推進課長)	★小林裕幹事 (子育て支援課長)	荻原委員 (人権擁護委員会)
司会進行	荻原職務代理 (人権擁護委員会)		三繩職務代理 (女団連)	
開会の言葉 ・閉会の言葉	富岡会長 (人権同和教育指導委員会)		富岡会長 (人権同和教育指導委員会)	
謝辞 (委員1名)	山口委員 (教育長)		山口委員 (教育長)	
館内誘導等	小林和委員 (市校長会)	傳田委員 (企業人権協議会)	唐澤委員 (シニアクラブ)	原澤委員 (公民館長)
	小林峯委員 (シニアクラブ)	野中委員 (市PTA連合)	斎藤委員 (市議会)	柳沢委員 (市PTA連合)
	原澤委員 (公民館長)	中村幹事 (企画振興部長)	高橋委員 (市校長会)	★深井幹事 (教育部長)
	寺田幹事 (健康福祉部長)	★滝澤幹事 (教育部長)	井上幹事 (企画振興部長)	寺田幹事 (健康福祉部長)
			中村幹事 (生活環境長)	
駐車場係	柳橋幹事 (地域づくり支援課長)	岩下幹事 (生活環境長)	★掛川幹事 (福祉課長)	武井幹事 (健康推進課長)
	★掛川幹事 (福祉課長)	春原幹事 (保育課長)	柳橋幹事 (地域づくり支援課長)	春原幹事 (保育課長)
後片付け	皆さん全員でお願いします。(審議会委員・幹事・事務局)			

★印・・・責任者

エ 当日のスケジュールについて（予定）

時 間	内 容
11 時 30 分	司会進行集合（進行リハーサル） 集合場所：3階講堂前ロビー
12 時 00 分	会場確認（機材設定等） 3階講堂
12 時 20 分	審議会委員・幹事集合（全体打ち合わせ） 集合場所：3階講堂前ロビー
12 時 30 分	受付資料準備（受付係・館内誘導係） ステージ打ち合わせ（司会進行係他）、駐車場係打ち合わせ
12 時 35 分	受賞者集合、表彰式リハーサル 受賞者リハ終了後、発表者リハーサル
リハーサル終了後	開場、受付開始（資料配布）（館内誘導）
13 時 00 分	オープニング（DVD 上映） 講師到着予定（上田駅 12 時 34 分） →応接室へ 講演打合せ
13 時 30 分～ 14 時 00 分	1 開 会 (1) あいさつ 市長あいさつ、議会議長あいさつ (2) 人権啓発作品表彰、作文朗読 市長から受賞者へ、賞状および記念品の授与 ※ ステージ準備の間、 人権擁護委員活動の紹介、本人通知制度案内（市民課）
14 時 00 分～ 14 時 30 分	2 活動紹介 ※ 司会進行から講師紹介
14 時 30 分～ 15 時 50 分	3 講 演 「紛争地、被災地に生きる人々の声 ～取材から見えてきたこと～」 講演者：安田 菜津紀 さん 認定 NPO 法人 Dialogue for People 副代表 ・フォトジャーナリスト ※ 謝辞
16 時 00 分	4 閉 会 ※ 閉会後、16 時 30 分まで書籍販売実施 ※ 終了後、全員で後片付け

才　来年度の講演会講師について

【参考】

開催年度	テーマ
令和元年度	北朝鮮拉致問題
2 年度	(中 止)
3 年度	同和問題（部落差別）
4 年度	インターネットと人権
5 年度	子どもの人権
6 年度	同和問題（部落差別）とインターネット (市政 20 周年記念事業)
7 年度	戦争（被災地）と人権

## 令和7年度「東御市人権尊重のまちづくり市民の集い」実施要領

### 1 趣 旨

人権とは、誰もが生まれながらに持っている人間が人間らしく生きるための権利であり、人類の歴史の中で獲得された、最も重要な財産です。21世紀は「人権の世紀」といわれ、人権が保障される社会の実現を目指して、市町村、県、国ひいては世界中において取組みがなされています。

東御市においても、部落差別（同和問題）、子ども、女性、障がい者、高齢者及び外国人等の人権に関する問題についての取組みを推進し、差別のない、真に人権が尊重されるまちづくりに寄与することを目的として、「東御市人権尊重のまちづくり条例」が平成16年12月に制定され、平成18年2月に基本方針・基本計画が策定されました。その後、5年ごとに基本方針・基本計画の見直しを行ってきました。今年度は第4回の改定を行う年となっております。

また、その間の平成28年には、人権3法といわれる「部落差別解消推進法」「ヘイトスピーチ解消法」「障害者差別解消法」が相次いで施行されました。このほか、令和5年にはLGBT理解増進法の施行、犯罪被害者等支援に対する気運の向上など、時代の変化とともに様々な人権課題が浮かび上がってきております。

そのような状況の中、現在、基本方針・基本計画に基づき、部落差別をはじめとしたあらゆる差別の撤廃と人権の擁護を図るための取組みを推進し、一層の人権意識の普及・高揚に努めています。

私たち一人ひとりの人権意識の向上が求められているなか、その認識をより一層高めるため、多くのみなさんの参加を得て、ここに「東御市人権尊重のまちづくり市民の集い」を開催します。

2 日 時 令和7年12月6日（土） 午後1時30分～午後4時（概ね2時間30分）

3 場 所 東御市中央公民館 3階 講堂

4 主 催 東御市・東御市教育委員会

東御市人権尊重のまちづくり審議会

上田・佐久地域人権啓発活動ネットワーク協議会

5 協 力 上田人権擁護委員協議会東御市支会 東御市企業人権同和教育連絡協議会

6 内 容

（1）開 会 午後1時30分

あいさつ

人権啓発作品表彰、人権啓発最優秀作品（作文）朗読

（2）活動発表 午後2時00分

（各団体等の取組を紹介予定）

（3）講 演 午後2時30分

演 題「紛争地、被災地に生きる人々の声～取材から見えてきたこと～」

講 師：認定NPO法人Dialogue for People副代表／フォトジャーナリスト

安田 菜津紀 さん

（4）閉 会 午後4時00分

7 その他の

（1）人権啓発作品の展示（作文、ポスター、標語） 11月22日（土）～12月10日（水） 2階ロビー

（2）本人通知制度の案内と展示

（3）人権擁護委員制度及び活動の紹介と展示

（4）人権の花運動活動展示

（5）小学校の人権啓発センター見学の感想展示

（6）人権啓発事業展示（交流事業・人権セミナー・人権啓発学習会等）

## 講師紹介（プロフィール）

■名 前：安田 菜津紀（やすだ・なつき） 1987年生まれ

■肩書き：認定 NPO 法人 Dialogue for People 副代表／フォトジャーナリスト

### ■講演概要

シリアでは長らく過酷な弾圧や戦争が続き、パレスチナ・ガザ地区ではイスラエルによる侵攻で多くの人々が犠牲になってきました。果たしてそれは、海の向こうの、自分たちとは遠い問題なのでしょうか？東日本大震災で被災地で出会った人々のある行動が、遠いと思われがちな地との心の距離を縮めてくれました。こうした取材を写真でお伝えしながら、私たちがどんな未来を選んでいきたいのかを、改めて考えたいと思います。

### ■プロフィール

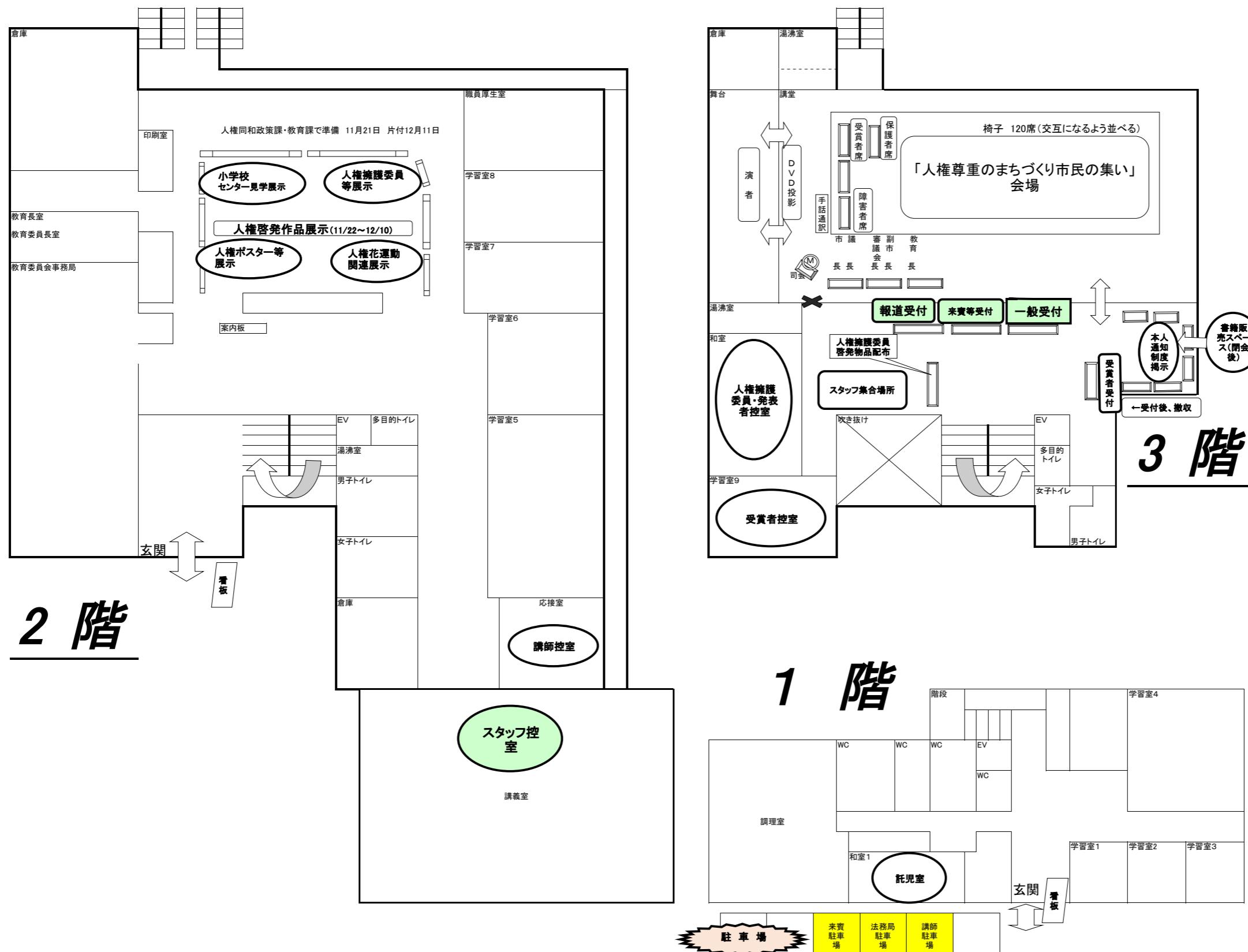
1987年神奈川県生まれ。認定 NPO 法人 Dialogue for People（ダイアローグフォーピープル/D4P）フォトジャーナリスト。同団体の副代表。16歳のとき、「国境なき子どもたち」友情のレポーターとしてカンボジアで貧困にさらされる子どもたちを取材。現在、東南アジア、中東、アフリカ、日本国内で難民や貧困、災害の取材を進める。東日本大震災以降は陸前高田市を中心に、被災地を記録し続けている。

著書に『国籍と遺書、兄への手紙 ルーツを巡る旅の先に』（ヘウレーカ）、他。上智大学卒。現在、TBS テレビ『サンデーモーニング』にコメンテーターとして出演中。



R7 人権尊重のまちづくり市民の集い会場配置図(案)

(東御市中央公民館 平面図)



## ○東御市人権尊重のまちづくり条例

平成16年12月28日

条例第185号

改正 令和3年3月30日条例第8号

### (目的)

第1条 この条例は、すべての国民が基本的人権を享有し、法の下において平等であることを保障している日本国憲法の理念及びすべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等であるとする世界人権宣言の精神並びに部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）その他の差別の解消を目的とした法律の趣旨にのっとり、あらゆる人権問題を解決するため、部落差別、子ども、女性、障害者、高齢者等の人権に関する問題についての取組みを推進する施策の基本となる事項を定め、もって差別のない真に人権が尊重されるまちづくりに寄与することを目的とする。

### (市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、人権尊重のまちづくりに関する施策（以下「人権施策」という。）を積極的に推進するとともに、市行政のあらゆる分野で人権に配慮し、人権尊重の環境づくり並びに人権意識の醸成及び高揚に努めなければならない。

2 市は、人権施策を推進するにあたっては、国、県及び関係団体と密接な連携を図るよう努めなければならない。

### (市民の責務)

第3条 市民は、互いに人権を尊重し、自らが人権尊重のまちづくりの一員であることを自覚し、人権意識の向上に努めるとともに、市が行う人権施策に協力しなければならない。

### (基本方針)

第4条 市長は、人権施策の総合的な推進を図るため、人権施策の基本となるべき方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 人権尊重の基本理念
- (2) 教育啓発その他の人権に関する意識の高揚に関するこ。
- (3) 相談に的確に応ずるための体制に関するこ。
- (4) 部落差別、子ども、女性、障害者、高齢者等の人権に関する問題についての課題ごとの施策に関するこ。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、人権尊重のまちづくりのために必要な事項

3 市長は、基本方針を定めるにあたっては、あらかじめ、次条第1項の規定により設置される東御市人権尊重のまちづくり審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、基本方針を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更等について準用する。

(人権尊重のまちづくり審議会)

第5条 基本方針その他人権施策について調査審議し、及び推進するため、東御市人権尊重のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、人権尊重のまちづくりに関する事項に関し、市長に意見を述べができる。

3 審議会は、委員15人以内で組織し、人権に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(東御市特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

2 東御市特別職の職員等の給与に関する条例（平成16年東御市条例第45号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕 略

附 則（令和3年3月30日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

○東御市人権尊重のまちづくり審議会規則

平成16年12月28日

規則第107号

改正 平成21年3月31日規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、東御市人権尊重のまちづくり条例（平成16年東御市条例第185号）第5条第6項の規定により、東御市人権尊重のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審議会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認められるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(幹事)

第4条 審議会に必要があるときは、幹事を置くことができる。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

(守秘義務)

第5条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、市民生活部人権同和政策課において処理する。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規則第7号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。